

第2回化学物質管理強調月間の実施にあたって

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課長 中野 響



皆様におかれましては、化学物質による労働災害の防止に向け、日々取り組みを進めていることに深く感謝いたしますとともに、厚生労働省行政へのご理解とご協力を厚く御礼申し上げます。

さて、2月は、「化学物質管理強調月間」です。この月間は、特定化学物質障害予防規則などの特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、新たな化学物質管理が令和6年4月から全面施行されたことを受けて、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識を高め、化学物質管理活動を定着させることを目的として、令和6年度に創設されました。厚生労働省・中央労働災害防止協会が主唱者となり、経済産業省、環境省等の関係行政機関、建設業労働災害防止協会をはじめとする災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等のご協力のもとに実施され、今年で2回目となります。

新たな化学物質管理では、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS分類）により危険性・有害性が区分されている物質全てを対象として、事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を講じる必要があります。こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）の範囲が拡大され、令和8年4月には約2,900物質となり、その後も順次拡大されます。また、令和7年5月14日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布さ

れ、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けること（公布後5年以内に施行）や、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士による実施を義務づけること（令和8年10月施行）等も新たに規定されています。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物の製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があります。

このような背景を踏まえ、今年の月間は、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項としました。化学物質管理者の選任・労働者への周知、製造・取り扱っている化学物質の把握及び、SDS等による危険有害性等の確認、リスクアセスメント及びその結果に基づくばく露低減対策の実施、SDSやリスクアセスメントの結果等の労働者への周知・教育、保護具を使用している場合は保護具着用管理責任者の選任、化学物質の譲渡・提供を行っている場合はラベル表示・SDSの交付など、日常の化学物質管理について総点検を行っていただきたいと思えます。

建設業労働災害防止協会におかれましては、建設業における化学物質のリスクアセスメントの定着に向けて、作業別マニュアルの作成や化学物質管理者の養成等、精力的に取り組んでいただいております。建設業労働災害防止協会会員の皆様におかれましては、職場における化学物質管理のさらなる推進をお願い申し上げますとともに、皆様の益々のご発展を祈念いたします。

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」
（第2回化学物質管理強調月間スローガン）



第2回化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上の上の労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、令和7年5月14日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けること（公布後5年以内に施行）や、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士による実施を義務づけること（令和8年10月施行）等も新たに規定されている。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があり、第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界—」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2. 期間

令和8年2月1日から2月28日までとする。

3. 実施体制

- (1) 主唱者
厚生労働省、中央労働災害防止協会
- (2) 協力連携者
経済産業省、環境省
- (3) 協賛者
建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
- (4) 協力者
関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体
- (5) 実施者
各事業者

4. 実施事項

- (1) 主唱者・協力連携者・協賛者
(ア) 化学物質管理に係る啓発
化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施
- (イ) 化学物質に関する説明会等の開催
化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

- (ウ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発
- (エ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布
- (オ) 雑誌等を通じた広報
- (カ) 事業者の実施事項についての指導援助
- (キ) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施
- (ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、次の事項を実施する。

- ① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。
 - (ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
 - (イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
 - (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
 - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
 - b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - c リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食品製造業など）の活用
 - d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議
 - e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存
 - f ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - g 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知
 - i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - j 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施
 - k 特殊健康診断等、必要な場合のリスクアセスメント対象物健康診断による健康管理の徹底
 - l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
 - m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
- ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ③ スローガン等の掲示
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



『リスク管理マニュアル』を活用した 化学物質の自律的管理の進め方について ～新しい化学物質管理に向けた建災防の取組み～

建災防技術管理部化学物質対策センター 木幡 繁嗣

1 はじめに

これまで建設業を営む事業者の皆さんが事業を進める中で多くの化学物質を取扱っていることはあまり意識してこなかったと思う。しかしながら、今般、化学物質の管理の方法が大きく変わって、事業者自らが自律的に進めることとされたことにより、これまで以上に意識せざるを得なくなったと言える。

これから管理を進めていこうとする現場の皆さんが押さえるべきポイントについて解説する。

2 化学物質を原因とする災害

我々がまず意識しなければならないのは、化学物質による危険、健康障害の防止、すなわち労働災害の防止であるが、建設現場においても化学物質を原因とする多くの労災事故が発生している。最も多いのが一酸化炭素中毒であるが、化学物質を意識せずとも一酸化炭素の危険性については日頃より意識しているのではないと思う。一方、建設現場においては生コンに接触することによる化学薬傷も多く発生しているのであるが、重篤な休業災害などになることが少ないため、あまり話題に上らない。炎や熱がないにも関わらず火傷することの想像が困難であり、経験的あるいは知識として学ぶしかない。

また、塗装等の現場で発生する有機溶剤中毒も、目に見えないだけに意識しないまま災害に遭ってしまうという実態があると思う。

3 建設現場における化学物質対策の必要性

これまで建設現場における化学物質の管理は、個々の化学物質の取り扱いに関して、その措置、管理方法等が事細かに法令に書き込まれており、これに基づき対応することで現場作業者の健康障害の防止を進めてきた。

しかしながら、膨大な数の化学物質が存在し、前項の例のほか法令に規定されていない化学物質を原因とする労働災害も発生している中で、化学物質の管理方法を大きく転換し、危険性、有害性が疑われる物質について、リスクアセスメントを実施して危険有害性を確認の上、健康障害のリスクを極力低減する等適切な方策を講じることにして事業者が自律的に実施していくこととされた。

自らの現場について、いかに事前に災害の発生を予測し、その災害の防止に意識的に対処していくことの重要性が従前にも増して大きくなったと言える。

4 対策を検討するための情報収集

さて、化学物質について法令に従うのみであまり意識してこなかった事業者にとっては、自律的な管理としてリスクアセスメントをするといっても、何をどのようにすればいいのかと思われることがあるかもしれない。

そのような中で最も活躍するのが「安全データシート（SDSと呼ばれる。）であり、リスクアセスメントに必要な情報が多く含まれた、極めて有用かつ重要なデータの宝庫と言えるものである（図1参照）。

SDSの中の情報として、含有する化学物質の成分情報のほか、例えばピクトグラム、絵表示（マーク）があるが（図2参照）、マークを見れば危険性有害性が一見して理解できるよう工夫がなされている。また、各種危険・有害性の高低が区分表示（区分の数字が小さいほど危険・有害性が高い）されているので、SDSを見ればその製品を取り扱うときにはどのようなリスクがあって、どのような措置（呼吸用保護具の着用、化学防護手袋の着用など）を講じなければならないかということが凡そ分かるようになっている。このように情報源としてSDSは大いに活用できるのである。



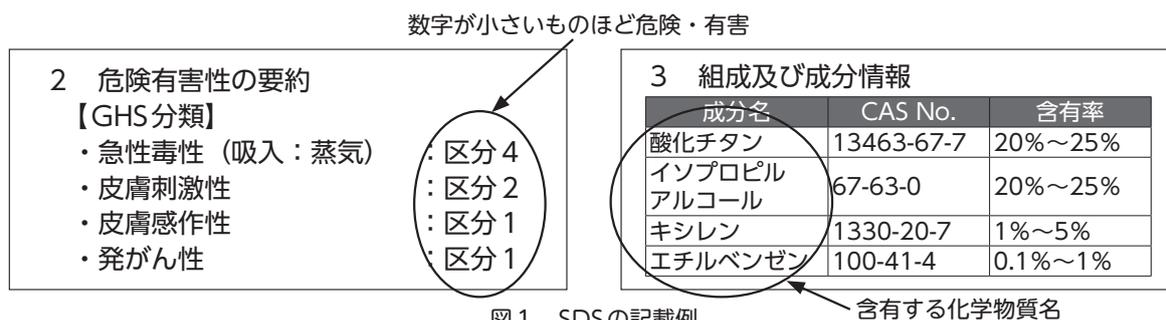


図1 SDSの記載例



図2 絵表示の例

5 現場における化学物質測定の実践性

建設業において新たな化学物質の管理に基づきリスクアセスメントを実施しようとした場合、最も戸惑うところは濃度基準値設定物質等のばく露濃度について、測定結果に基づき濃度を基準値、許容濃度以下にする措置を通じて健康障害を防止する措置を講じなければならないという部分であろう。

法令で求めている濃度測定は有害物質の発生源が固定された屋内の作業場所を想定していると思われるが、建設現場のように作業する場所が日々変わり、一定の工期の中で作業期間が限定される非定常作業が一般的な現場において、工期に追われる中で都度ばく露濃度測定を行い、結果を待って対策の有無を判断する余裕などなく、このようなリスクアセスメントのプロセス、手法は現実的には困難と思われる。

これに対して、建設業のような作業の形態を有する場合のばく露濃度測定も念頭に、厚生労働省は「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」(以下「技術上の指針」という。)において、要旨次のように示されているが、これは建設現場において大いに利用できる。

リスクアセスメントの結果に基づく労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とするリスク低減措置を行うところ、(建設業のように) 毎回異なる環境で作業を行う場合については、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において作業者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づく換気及び有効な呼吸用保護具の使用等を行うことを定めたマニュアル等を作成することで、都度ばく露される物質の濃度を測定することなく当該作業におけるリスクアセスメントを実施することができる。

すなわち、この指針を満たすマニュアルが存在すれば現場ごとにいちいちばく露濃度測定を行う必要がなく、同種作業の現場ではこのマニュアルに従った取扱いをすることで化学物質管理が完結することになる。

6 現場におけるリスクアセスメント支援としての作業別リスク管理マニュアル

(1) 作成の経緯

上記のとおり技術上の指針に基づくマニュアルの存在は、現場において化学物質のリスクアセスメントを実施する上で大変な負担軽減になるものである。

ただし、それぞれ事業者は負担の軽減のためには典型的な作業ごとに少なくとも1回はばく露濃度測定を行い、その結果を評価してリスク低減措置を検討した上で、これをマニュアル化する作業が発生することになる。日々の作業で進捗管理に追われる中、わずか1回の測定でも建設事業者にとって極めて厳しいものがあるだろう。

そこで建災防は建設事業者の負担軽減のため建設事業に係る典型的な作業についてリスク管理マニュアル(以下「マニュアル」という。)の作成に取り組むこととしたのである。

(2) 検討委員会の設置

マニュアルの作成に当たり、現場から求められるマニュアルにはどのようなものがあるのか、マニュアル化するためには典型的な作業において実際にばく露測定を実施し、含まれている化学物質毎これを評価の上、必要な講ずべきリスク低減措置を検討すること等について、様々な関係者から意見を聴取し議論を進める必要がある。

建災防では令和3年度に「建設業における化学物質管理のあり方に関する検討委員会」を設置し、マニュアルを作成する作業を開始した。

化学物質に関する知見を有する有識者、現場の実態に詳しい建設事業者、リスク低減措置の検討に資するため保護具メーカーの事業者等広く関係者を参集し、また、行政側からもオブザーバーとして参加いただき、今日に至るまで設置を継続して検討が進められているところである。

(3) 検討の経緯

これまでの検討の経緯は次のとおりである。

令和3年度

建設業における化学物質のマニュアルの素案についての検討

令和4年度～5年度

令和5年度末には次の6種類の作業に係るマニュアルが完成

- ①セメント系粉体取扱作業
- ②スラリー状のコンクリートを使用する作業
- ③ドア塗装等有機溶剤取扱作業
- ④防水等有機溶剤取扱作業
- ⑤シーリング等有機溶剤取扱作業
- ⑥接着（長尺シート等）作業

令和6年度

令和6年度末には次の3種類の作業に係るマニュアルが完成

- ①開削工事のうち防水工事
（底部プライマー塗布作業・防水材スプレーガン吹付作業）
- ②シールド工事
（セグメントシール貼付け有機溶剤取扱作業）
- ③シールド工事
（シールドマシン掘進作業及びセグメント運搬作業）

令和7年度

年度末までに次の2種類の作業に係るマニュアルが完成予定

- ①アスファルト舗装工事
- ②外壁塗装作業

表1 建災防において作成した作業別リスク管理マニュアル（一覧）

建築	セメント系粉体取扱作業
	スラリー状のコンクリートを使用する作業
	ドア塗装等有機溶剤取扱作業
	防水等有機溶剤取扱作業
	シーリング等有機溶剤取扱作業
	接着（長尺シート等）作業
土木	外壁塗装作業（今年度完成予定）
	開削工事のうち防水工事（底部プライマー塗布・防水材スプレーガン吹付）
	シールド工事（セグメントシール貼付け有機溶剤取扱）
	シールド工事（シールドマシン掘進及びセグメント運搬）
	アスファルト舗装工事（今年度完成予定）

※作業はそれぞれ類似の作業を含む

7 リスク管理マニュアルの活用について（ポイントと活用方法）

(1) 活用の方法とポイント

建設現場において化学物質を含む製品を使用した作業のリスクアセスメントを行うに当たって、マニュアルは大きな力を発揮すると考える。

図3に示したとおり、製品のSDSから含有する化学物質を抽出し、マニュアルに掲載された物質と照らし合わせ、チェックを入れる(①)。チェックを入れた化学物質に対するリスクアセスメントを実施するわけであるが、そのリスク低減措置はすでにマニュアルに記載されており、そのとおりの措置を講じることを決定し、リスクアセスメントを完結できる(②)。

法令によれば、リスクアセスメントを実施し低減措置を決定するとともに、これを周知しなければならず、さらに、実際に実施した記録を作成し保存することが求められているが、マニュアルはこれら対応をすべて網羅したつくりになっているので、一つの現場で作業ごとマニュアルが一つあれば、リスクアセスメントに関連する法令をすべてクリアすることになり、化学物質の管理は格段に簡略化できると考える。

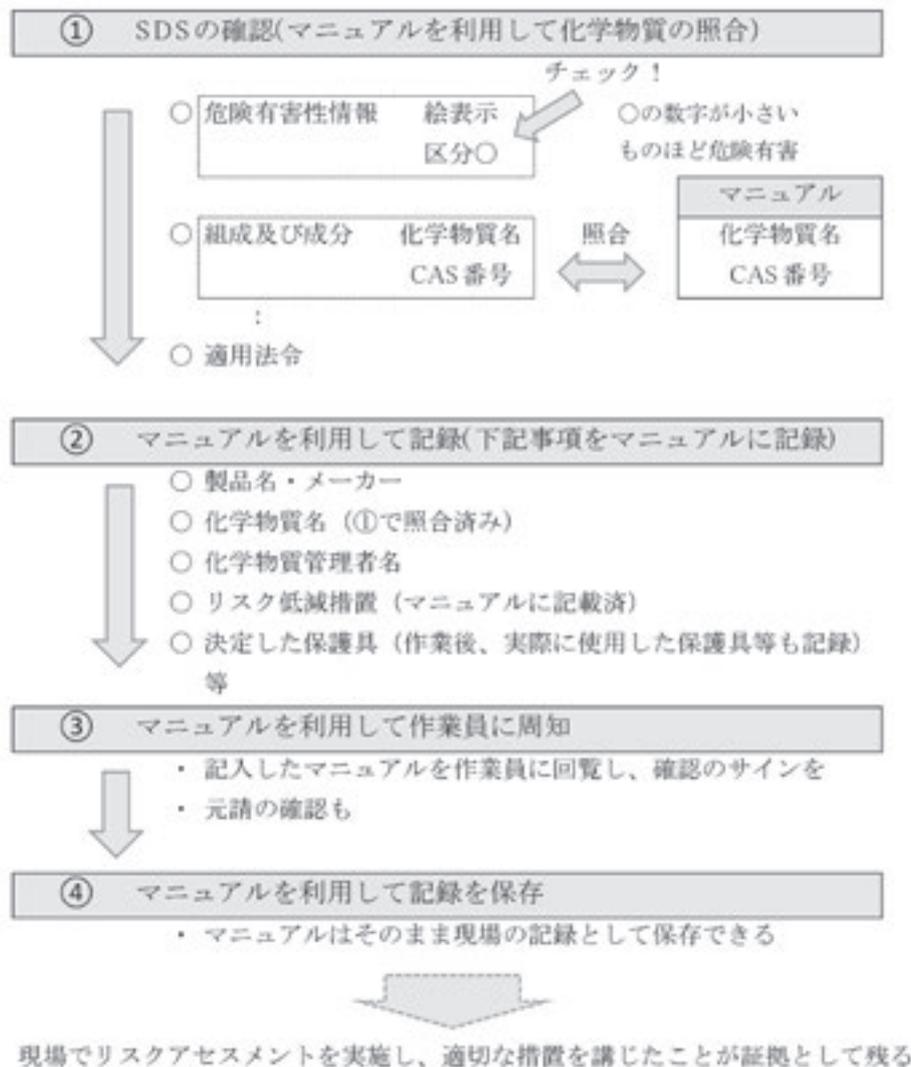


図3 リスク管理マニュアルを利用したリスクアセスメントの流れ

マニュアルの管理は保護具着用管理責任者や現場関係者と連携して化学物質管理者が行うものである。

よって、マニュアルがあれば化学物質管理者の職務としての記録の作成、保存、周知を含めすべてこれで足りることになる。

化学物質管理者は、保護具着用管理責任者と連携して前日までにリスク低減のための保護具着用、その種類を決定して、作業当日はリスクアセスメントのとおり保護具を着用したか、また、着用を決めた同じ種類の保護具を実際に着用したかについて記録し(通常は同じものを着用すると思われる)、また、このマニュアルを作業者全員に回覧等を行い、元請の確認も取り、サインをもらうことで周知をしたことにもなる。

最後にこれを保存すれば、当該現場では法令に従って化学物質の自律管理が適切に行われた証拠が残ることになり、将来にわたっての現場の貴重な化学物質管理の記録となるものであり、極めて有用である。

(2) 活用の留意点

マニュアルは、次のとおりその類似作業を含め一定程度カバーするものであるが、その範囲は自ずと限られ、

マニュアルでカバーできない作業もあることに留意が必要である。

ドア塗装の場合、屋内の廊下に面したドアや個室のドアの塗装について測定を行っているが、ドア以外の廊下や部屋の内部の壁や天井の塗装は当該マニュアルを利用できると考えられる。

また、ドアは鉄の扉を塗装しており、屋内の配管の塗装、電気や機械設備の配管の塗装、さらには金属を加工して工作物に取り付ける際のさび止め塗装なども同等の作業とみなせるだろう。

現場作業に応じて他にも同等の作業は見出せると思うので様々な場面で工夫しながら活用していただきたい。

他のマニュアルについても具体的な作業で利用できる場面を例示しておく。

防水等作業 地下駐車場等の塗床（下地コンクリートを保護し、耐久性や美装性の向上目的で行う塗床）の塗装作業

シーリング等作業 タイルやモルタルの目地や隙間を充填して気密性や防水性を高める作業
ユニットバス・化粧台の床・壁・浴槽のつなぎ目の隙間からの水漏れやかびの繁殖防止

各マニュアルとも適用できる作業の範囲は作業の種類、含有する化学物質の種類等から幅広に取れるのではないかと考えているので、具体的なケースについて疑問があれば建災防（化学物質対策センター：TEL 03(6275)1310）までお問い合わせいただきたい。

また、本稿では実際のマニュアルの掲載がなかったため読者の方々にはマニュアルについての具体的なイメージをつかめなかったかもしれないが、ぜひ建災防のホームページ（右のQRコード参照）をご覧ください確認いただければ幸いです。



(3) 課題

11種類のマニュアルは、建設業において化学物質を取扱う典型的な作業を一定程度網羅するものの、現時点ではすべての作業を網羅するものではない。また現場で使用する製品の中にマニュアルに掲載されていない化学物質（以下「マニュアル不掲載物質」という。）が含まれていた場合、どのようにするかは課題として残る。屋内作業で濃度基準値設定物質が含まれる場合、原則に立ち返りばく露濃度測定を実施し、あるいはクリエイトシンプル(*)により推計する手間をかけなければならないとなるとマニュアルの使い勝手は著しく低下することが予想される。

このためマニュアル不掲載物質の取扱いについてはマニュアルの活用に大きく関わる課題であり、今後検討を加えていく必要があるが、現段階で収集したSDS情報から考えられる取扱いを付言させていただきたい。

まず、マニュアルに掲載された化学物質は、多くの製品に含有されている物質を選択的に測定したものであり、マニュアル不掲載物質を含有する製品は基本的には多くはない状況にある。そのうち濃度基準値設定物質はさらに少なく、建設現場の屋内作業においてマニュアル不掲載の濃度基準値設定物質を含有する製品を使用することにより、ばく露濃度の測定が求められるケースは極めて稀と思われる。

すなわち、化学物質取扱いの典型的な作業において、一般的にマニュアル不掲載物質を含有する製品は、マニュアル掲載の主な物質に加えて、僅かながら不掲載物質が含まれている場合が多いと推測できるが、この場合対象作業のマニュアルに基づくリスク低減措置を講ずることにより、マニュアル不掲載物質が含まれていた場合でも当該リスク低減措置で十分対応は可能であると考えられる。

今後、濃度基準値設定物質の増加に伴い、マニュアル不掲載の濃度基準値設定物質の含有割合が高い製品を屋内作業で使用する事となった場合については、原則に立ち返り当該物質について実測等に基づく評価を行うことが必要となるため、建災防でばく露濃度測定を行い、新たなマニュアルの作成が必要となることも考えられる。

最後に、建災防以外でも自主的にマニュアル化に取り組む事業者が出てきて、そこで作成されたマニュアルが結果として広く普及することになった場合、建設業にとっては大変大きなメリットになると思われるので、これも期待したい。

(*) クリエイトシンプル：厚生労働省から Excel ファイルで提供される化学物質の危険有害性のリスクアセスメントが簡易に実施できるツール

8 おわりに

今後、建設業においても自律的管理に基づく化学物質管理が積極的に進められることになると考える。その際、建災防が作成したマニュアルが、大いに活用されるようになることを期待したい。また、建災防のマニュアルを踏まえて、それぞれの現場で利用しやすいマニュアルに変えていただき、さらに活用されることになれば望外の喜びである。

管理すべき化学物質は今後も増えていくと考えられるが、建設業で使用される化学物質を可能な範囲で把握することにより、マニュアルを使った管理手法はこれからも同様に有効に機能し利用を継続することは可能であると思われる。建災防においては、今後とも法令等の改正にも適時適切に対応しつつ建設事業者が活用しやすいマニュアルになるよう充実に努めていきたいと考えているのでよろしく願います。